

第 7 章 雑 則

（防火対象物の使用開始の届出等）

第 5 6 条 令別表第 1 に掲げる防火対象物（同表(19)項及び(20)項に掲げるもの並びに延べ面積が 10 平方メートル以下のものを除く。）をそれぞれの用途に使用しようとする者は、使用開始の日の 7 日前までに、その旨を消防長又は消防署長に届け出なければならない。

2 前項に規定する防火対象物のうち、第 5 章又は令第 2 章第 3 節の規定により消防用設備等を設置しなければならない防火対象物又は法第 17 条第 3 項の規定により特殊消防用設備等を設置する防火対象物については、使用開始の前に、消防長又は消防署長の検査を受けなければならない。

3 前 2 項の規定は、届出に係る事項を変更しようとする場合（休止又は廃止しようとする場合を含む。）について準用する。

○火災予防規則

（防火対象物の使用開始届等）

第 3 2 条 条例第 56 条の規定による防火対象物の使用開始の届出並びに休業及び廃業の届出は、所定の届出書により行わなければならない。

2 条例第 56 条第 2 項に規定する防火対象物については、前項の届出書に次に掲げる図書を添えて行わなければならない。ただし、消防長又は消防署長が、規則第 31 条の 3 第 2 項に規定する設備等技術基準又は設備等設置維持計画に係る適合性の審査に支障がないと認めたものについては、この限りでない。

(1) 付近見取図、配置図、平面図、断面図、矩計詳細図、床面積求積表、建具表及び仕上表

(2) 消防用設備等又は特殊消防用設備等の設計書、仕様書、計算書並びに配管及び配線の系統図

(3) 第 1 号に掲げる図書に消防用設備等の機器の配置状況等を明記した場合は、第 2 号に定める図書の添付を省略することができる。

3 防火対象物の関係者（届出者、工事施工者、消防設備士等をいう。）は、条例第 56 条第 2 項の規定により消防長又は消防署長が検査するときは、立ち会わなければならない。

【解釈及び運用】

本条は、令別表第 1 に掲げる防火対象物（同表(19)項及び(20)項に掲げるもの並びに延べ面積が 10 平方メートル以下のものを除く。）について、施設と管理の両面から、その実態を的確に把握するために、使用開始の届出の提出及び使用開始前の検査を受けなければならない旨を規定したものである。

1 第 1 項

(1) 「それぞれの用途に使用しようとする者」とは、所有者、管理者又は占有者その他権原に基づいてそれぞれの用途に使用しようとする者である。

(2) 届出については、同一敷地内の防火対象物（棟）は一括して行うこと。

(3) 本条第1項の規定に基づく防火対象物の使用開始の届出（以下この条の解説において「使用開始届」という。）を要するものの中で、条例第5章又は令第2章第3節の規定により消防用設備等を設置しなければならない防火対象物又は法第17条第3項の規定により特殊消防用設備等を設置する防火対象物については、所定の届出書に規則第32条第2項第1号及び第2号に掲げる図書を添付しなければならないが、同項第3号の規定により、同項第2号に掲げる図書の添付を省略することができる。

また、規則第32条第2項第1号及び第2号に規定する図書が従前に届出されたものと変更がない場合や、法第17条の3の2の規定に基づく消防用設備等又は特殊消防用設備等の設置の届出（以下この条の解説において「設置届」という。）に添付する図書と同一である場合についても、当該図書の添付を省略して差し支えない。

なお、条例第5章又は令第2章第3節の規定により消防用設備等の設置を要する防火対象物で、令第35条第1項各号に掲げる防火対象物以外の防火対象物（設置届を要しない防火対象物）については、設置を要する消防用設備等に係る試験結果報告書を使用開始届に添付することが望ましい。

2 第2項

本項は防火対象物の使用開始前の検査についての規定であり、本項に規定する防火対象物については、その使用を開始する前に、消防長又は消防署長の検査を受けなければならない旨を規定したものである。

なお、福山地区消防組合消防用設備等審査基準第2章第8「各種届出要領」別表第1に掲げる軽微な工事で、設置届又は使用開始届に添付された消防用設備等試験結果報告書、当該消防用設備等に関する図書、当該工事に係る写真等により技術上の基準に適合することが確認できる場合は、現地での検査を省略して差し支えない。

3 第3項

「**届出に係る事項を変更**」とは、次のような場合をいう。

- (1) 増築、改築、移転、修繕又は模様替えを行う場合
- (2) 用途を変更する場合
- (3) テナントを変更する場合
- (4) 間仕切りを変更する場合
- (5) 客席又は避難通路を変更する場合

なお、消防用設備等のみを変更する場合は、本項に規定する「**届出に係る事項を変更**」には該当しないものであること。